

令和 6 年第 25 回（12 月） 上越市選挙管理委員会定例会

- 1 日 時 令和 6 年 12 月 2 日（月）午前 10 時
- 2 場 所 上越市役所 木田第 2 庁舎 4 階 2401 会議室
- 3 付議事項
 - 議案第 95 号 選挙人名簿の抹消について
 - 議案第 96 号 選挙人名簿の登録について
 - 議案第 97 号 各種請求を行うに必要な連署者数について
 - 議案第 98 号 市民投票条例に基づく投票資格者名簿の抹消について
 - 議案第 99 号 市民投票条例に基づく投票資格者名簿の登録について
 - 議案第 100 号 市民投票の請求を行うに必要な投票資格を有する者の連署者数について
- 4 報告事項
 - 報告 1 令和 6 年第 7 回（12 月）上越市議会定例会の審議日程等について
 - 報告 2 専決処分した内容について
- 5 その他
 - (1) 次回以降の選挙管理委員会開催等について

令和 5 年度 明るい選挙啓発標語コンクール 選管委員長賞 「変わりたい 変えたい 未来に自分の一票」 吉川小学校 5 年 佐藤 纏 さん
--

議案第 95 号 選挙人名簿の抹消について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 28 条の規定により、次のとおり同条第 1 号の死亡者並びに同条第 2 号の転出者等を選挙人名簿から抹消する。

令和 6 年 12 月 1 日現在（単位：人）

区 分		男	女	計
令和 6 年 11 月 1 日 から 令和 6 年 11 月 30 日 までの間の	死亡者数 A	112	113	225
	転出者数 B	135	86	221
	職権消除者数 C	0	0	0
抹 消 者 数 (A+B+C) D		247	199	446

議案第 96 号 選挙人名簿の登録について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 19 条第 2 項及び第 22 条第 1 項の規定により、次のとおり選挙人名簿の登録を行う。

令和 6 年 12 月 1 日現在（単位：人）

区 分	男	女	計
前回定時登録日（令和 6 年 9 月 1 日） 現在の名簿登録者数 A	75,524	78,977	154,501
A 欄定時登録にかかる補正登録者数 B	0	0	0
前回定時登録から今回までの間の 選挙時登録における新規登録者数 C	311	255	566
C 欄選挙時登録にかかる補正登録者数 D	0	0	0
前回定時登録から今回までの間の 抹消者数 E	712	613	1,325
今回定時登録における新規登録者数 F	235	195	430
差引登録者数 (A+B+C+D-E+F) G	75,358	78,814	154,172

議案第 97 号 各種請求を行うに必要な連署者数について

令和 6 年 12 月 1 日現在の定時登録における選挙人名簿登録者数が確定したことにより、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）等に規定する各種請求を行うに必要な連署者数を次のとおりとする。

1	選挙人名簿登録者数	154,172 人
2	選挙権を有する者の総数 50 分の 1 の数	3,084 人
3	選挙権を有する者の総数 6 分の 1 の数	25,696 人
4	選挙権を有する者の総数 3 分の 1 の数	51,391 人

(12 月 2 日告示予定)

< 参考 >

請 求 別	根 拠 条 文	連署者数
条例の制定又は改廃請求	地方自治法第 74 条第 1 項	50 分の 1
監査請求	地方自治法第 75 条第 1 項	〃
合併協議会設置の請求	市町村の合併の特例に関する法律 (平成 16 年法律第 59 号) 第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項	〃
合併協議会設置否決市町村に対す る合併協議会設置についての投票 請求	市町村の合併の特例に関する法律 第 4 条第 11 項及び第 5 条第 15 項	6 分の 1
議会の解散請求	地方自治法第 76 条第 1 項	3 分の 1
議員の解職請求	地方自治法第 80 条第 1 項	〃
首長の解職請求	地方自治法第 81 条第 1 項	〃
副市長等の解職請求(副市長、選挙 管理委員、監査委員)	地方自治法第 86 条第 1 項	〃
教育長又は教育委員の解職請求	地方教育行政の組織及び運営に関 する法律(昭和 31 年法律第 162 号) 第 8 条第 1 項	〃

議案第 98 号 市民投票条例に基づく投票資格者名簿の抹消について

上越市市民投票条例施行規則（平成 21 年規則第 11 号）第 4 条の規定により、次のとおり同条第 1 号の死亡者、同条第 2 号の国籍喪失者及び永住外国人資格喪失者、同条第 3 号の転出者、同条第 4 号の在外選挙人名簿への登録者、同条第 5 号の登録されるべきでなかった者を投票資格者名簿から抹消する。

令和 6 年 12 月 1 日現在（単位：人）

区 分		男	女	計
令和 6 年 9 月 1 日 から 令和 6 年 11 月 30 日 までの間の	死亡者数 A	345 (1)	333 (0)	678 (1)
	国籍喪失者数 B	0	0	0
	永住外国人 資格喪失者数 C	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	転出者数 D	370 (2)	284 (4)	654 (6)
	在外選挙人 名簿登録者 E	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	職権消除者数 F	0 (0)	0 (0)	0 (0)
抹消者数 (A+B+C+D+E) G		715 (3)	617 (4)	1,332 (7)

注：表中「男」「女」「計」の()の数字は、内書きで永住外国人の人数

議案第 99 号 市民投票条例に基づく投票資格者名簿の登録について

上越市市民投票条例（平成 21 年条例第 5 号）第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり投票資格者名簿の登録を行う。

令和 6 年 12 月 1 日現在（単位：人）

区 分	男	女	計
前回の登録日（令和 6 年 9 月 1 日） 現在の名簿登録者数 A	75,656 (132)	79,387 (410)	155,043 (542)
前回登録日から今回までの間の抹消者数 B	715 (3)	617 (4)	1,332 (7)
前回登録日から今回までの間の 補正登録者、職権回復者数 C	0 (0)	0 (0)	0 (0)
今回の新規登録者数 D	547 (1)	452 (2)	999 (3)
令和 6 年 12 月 1 日現在の名簿登録者数 (A-B+C+D) E	75,488 (130)	79,222 (408)	154,710 (538)

注：表中「男」「女」「計」の（ ）の数字は、内書きで永住外国人の人数

議案第 100 号 市民投票の請求を行うに必要な投票資格を有する者の連署者数について

令和 6 年 12 月 1 日現在の上越市市民投票条例（平成 21 年条例第 5 号）第 7 条第 1 項の規定による投票資格者名簿登録者数が確定したことにより、上越市自治基本条例（平成 20 年条例第 3 号）第 39 条第 2 項及び第 7 項に規定する市民投票の実施を請求するに必要な連署者数を次のとおりとする。

1	投票資格者名簿登録者数	154,710 人
2	投票資格を有する者の総数 50 分の 1 の数	3,095 人
3	投票資格を有する者の総数 4 分の 1 の数	38,678 人

（12 月 2 日告示予定）

< 参考 >

請 求 別	根 拠 条 文	連署者数
市長に対して市民投票の実施を請求することができる総数	上越市自治基本条例第 39 条第 2 項	50 分の 1
市長が速やかに市民投票を実施しなければならない総数	上越市自治基本条例第 39 条第 7 項	4 分の 1

報告 1 令和 6 年第 7 回（12 月）上越市議会定例会の審議日程等について

本定例会の審議日程等について、次のとおり報告する。

1 審議日程

別紙 1 のとおり

2 関係案件

- ・議案第 124 号 職員定数条例の一部改正について
- ・報告第 10 号 専決処分した事件の承認について
(令和 6 年度上越市一般会計補正予算（専第 2 号）)

報告 2 専決処分した内容について

上越市選挙管理委員会専決規程（平成 24 年上越市選挙管理委員会規程第 2 号）第 2 条第 6 号の規定により専決処分した内容について、上越市選挙管理委員会規程（昭和 46 年上越市選挙管理委員会規程第 1 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり報告する。

1 告 示

告示番号	告 示 日	件 名
87	令和6年11月28日	令和 6 年第 25 回（12 月）上越市選挙管理委員会 定例会の開催について